3

4

6



令和 4 年 5 月 10 日

第 13505 号(火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目	次

告 示 ○公金の収納事務の委託 (医療対策課) 1 ○歳入の徴収事務の委託 (観光企画課) 1 ○歳入の徴収及び支出の事務の委託 (森林管理課) (道路整備課) ○一般国道の区域の変更 2 ○県道の区域の変更 司) 2 ○一般国道の供用の開始 同) 2 ○道路の占用を制限する区域の指定 同) 3 (港 湾 課) ○歳入の徴収事務の委託 3 公告○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)○土地改良区の役員就任公告 (同)

○土地改良区の役員就任公告選挙管理委員会

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体の公表

監查委員

○包括外部監査人の補助者の氏名等 6

○定期監査結果公表

告示

石川県告示第183号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。 令和4年5月10日

石川県知事

断

浩

₹-	∌ ₹	古	項		Ž	委 言	委託期間			
委 託 事		垻	所	在	地	名	称	委託期 [削	
石川県立病院	の診療	費等に係	る一部の未収	金沢市馬	飞張 町	叮1丁目	山崎法律	丰事務所	令和4年4月1日	日から
金の収納業務				7番15	<u>コ</u> .		弁護士	松本哲哉	令和5年3月31日	目まで

石川県告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。 令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

	委 託 先	委 託 期 間	
安	所 在 地 名 称	安武州间	
兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・	金沢市無量寺町ホ 株式会社丸一観光	令和4年4月1日から	
橋爪門、石川県立美術館、石川県立歴史博	120	令和5年3月31日まで	
物館及び石川四高記念文化交流館に係る使			
用料の徴収事務			

石川県告示第185号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の 徴収及び支出の事務を委託した。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

委 託 事	TE	委	光	委 託 期 間	
委 託 事	項	所 在 地	名 称	安 託 朔 间	
石川県林業・木材産業改善資金	金貸付金に係	金沢市東蚊爪町1丁	石川県森林組合連合	令和4年4月1日から	
る償還金の徴収事務		目23番地1	会	令和5年3月31日まで	
石川県林業・木材産業改善資金	金貸付金の支		"	"	
出事務		//	JJ	ll ll	

石川県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

路線名		ij		路		の	区	域		関係図面の
路 脉 石	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
2058	小松市長田町	口16番	4 地先	から			旧	14.94~18.80	587. 6	南加賀土木
305号	小松市平面町	カ128番	全1地分	たまで			新	18. 28~23. 11	587. 6	総合事務所 維持管理課
415号	羽咋市神子原	町い58	番地先	から			旧	13.70~19.00	77. 4	羽咋土木 事務所
4137	羽咋市神子原	町い58	番地先	まで			新	16.10~20.80	77. 4	維持管理課
4155	羽咋市千石町	二12番	2 地先	から			旧	11.80~32.30	76. 3	羽咋土木事務所
415号	羽咋市千石町	二17番	2地先	まで			新	12.70~72.40	76. 3	事務所維持管理課

石川県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

10夕 6泊 夕		ij		路		の	区	域	~	関係図面の
路線名	変	更	Ø	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
寺畠小松線	小松市平面町	力 175看	番1地タ	もから			旧	27. 63~34. 78	34. 6	南加賀土木総合事務所
寸苗小仏楙	小松市平面町	力 235看	番1地分	たまで			新	27.63~40.40	34. 6	維持管理課

石川県告示第188号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
415号	羽咋市神子原町い58番地先から 羽咋市神子原町い58番地先まで	令和4年5月10日	羽 咋 土 木 事 務 所 維持管理課
415号	羽咋市千石町ニ12番2地先から 羽咋市千石町ニ17番2地先まで	令和4年5月10日	羽 咋 土 木 事 務 所 維持管理課

石川県告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	415号	羽咋市神子原町い58番地先から	羽咋土木事務所維持管理課
一板国坦	410万	羽咋市神子原町い58番地先まで	初呼上个事務別維持官理課
. 机豆当	415号	羽咋市千石町ニ12番2地先から	邓佐上大東敦正維持築理理
一般国道		羽咋市千石町ニ17番2地先まで	羽咋土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年5月10日

石川県告示第190号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。 令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

禾	∌ €.	事	項		Ž	秦 言	委託期間			
委	託	尹	垻	所	在	地	名	称	委 託 期 間	月 月
金沢港金石地	区船だる	まりに係	る使用料の徴	金沢市は	上安江	[3丁目	石川県漁業	業協同組合	令和4年4月	1日から
収事務				1番38号	<u>ユ</u>				令和5年3月	31日まで

_______________________________告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月10日

石川県知事 馳

浩

鞍月用水土地改良区

職名	1	モ	名	1	住	所	退任年月日
理 事	北	形	正	美	金沢市西念2丁目1番35号		令和4年4月5日
JJ	角	井		勝	金沢市南新保町イ86番地		"
"	吉	田	和	幸	金沢市近岡町18番地1	u u	
"	南	部	哲	夫	金沢市割出町47番地		"
JJ.	西	村		豊	金沢市南新保町イ187番地		"
JJ.	堀	越	\rightarrow	彦	金沢市直江町ホ85番地		ıı ı
,,	袋		雅	俊	金沢市堀川新町8番1号		,,
"	衣		1)压	後	(ヴァンデュール金沢駅前・60]	1号)	"
監 事	畠		澄	夫	金沢市直江町ホ20番地		ıı .
11	永	井		昇	金沢市御供田町ホ36番地		"
JJ.	清	水	博	幸	金沢市南新保町チ60番地		"

辰巳用水土地改良区

職名氏名		, 1	住	退任年月日		
監 事	中	Щ	善	壹	金沢市末町18の194番地1	令和3年12月1日
ル 本 田 成 一		_	金沢市涌波3丁目4番8号	"		

大崎土地改良区

職名	氏	名	住	退任年月日
理 事	松原	秋 夫	かほく市大崎ト34番地1	令和4年3月31日
IJ	野 田	稔 彦	かほく市大崎 5 字316番地 1	"
"	中 村	修一	かほく市大崎2字19番地	"
JJ.	中 村	肇	かほく市大崎チ130番地	"
"	小笠原	均	かほく市大崎リ63番地	JJ
監 事	小 村	一彦	かほく市大崎口86番地	"
<i>"</i> 小村悟			かほく市大崎ホ1番地甲	II.
JJ.	諸井	一 夫	かほく市大崎北139番地2	"

寺津用水土地改良区

職名	B	E	名	1	住	所	退任年月日
理 事	井	村	秀	雄	金沢市末町19の34番地		令和4年3月31日
JJ	米	林	憲	英	金沢市末町18の152番地		n.
JJ	Щ	下			金沢市末町7の13番地6	金沢市末町7の13番地6	
IJ	高	田	與	市	金沢市上辰巳町1の198番地	金沢市上辰巳町1の198番地	
"	Л	上	利	之	金沢市辰巳町イ24番地2		"
JJ	横	井	清	治	金沢市土清水1丁目368番地		II.
監 事	長名	田	清	司	金沢市上辰巳町4の163番地		II.
JJ	山	森	健		金沢市末町18の118番地		II.
"	村	下	康	昭	金沢市辰巳町7の276番地2	Л	

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届 出があった。

令和4年5月10日

浩

石川県知事 馳

鞍月用水土地改良区

職名	E	モ	名	1	住	所	就任年月日		
理事	北	形	正	美	金沢市西念2丁目1番35号		令和4年4月6日		
JJ.	清	水	博	幸	金沢市南新保町チ60番地		"		
"	吉	田	和	幸	金沢市近岡町18番地1		ıı .		
"	西	村		豊	金沢市南新保町イ187番地		JJ		
IJ	堀	越	-	彦	金沢市直江町ホ85番地		JI .		
,,,	<i>"</i> 袋		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平任	雅	俊	金沢市堀川新町8番1号		"
//	衣		7庄	汉	(ヴァンデュール金沢駅前・601号)		"		
IJ	荒	井	弘	人	金沢市割出町128番地		"		
監 事	畠		澄	夫	金沢市直江町ホ20番地		II.		
"	永	井		昇	金沢市御供田町ホ36番地		"		
IJ	西	野	栄	司	金沢市南新保町イ147番地		JJ		
JJ.	上	田	恵	子	かほく市横山ル134番地3	かほく市横山ル134番地3			

辰巳用水土地改良区

職名	1		モ	名	1	住 所	就任年月日
監事	:	宮	下	重	之	金沢市末町19の42番地	令和4年4月1日
11		土	村	由走	⋷夫	金沢市涌波3丁目7番25号	"

大崎土地改良区

職名	1	モ	名	, 1	住 所		就任年月日	
理 事	松	原	秋	夫	かほく市大崎ト34番地1		令和4年4月1日	
JJ	野	田	稔	彦	かほく市大崎 5 字316番地 1	かほく市大崎 5 字316番地 1		
JJ	中	村	修		かほく市大崎2字19番地	かほく市大崎2字19番地		
JJ.	長	原	克	信	かほく市大崎ト58番地		n.	
"	小	村		大	かほく市大崎ト5番地		ıı .	
監 事	小	村		悟	かほく市大崎ホ1番地甲		JI .	
IJ	油	井	敏	男	かほく市大崎東95番地 "		"	
JJ.	横	Щ	勝	則	かほく市大崎北140番地3			

寺津用水土地改良区

職名	氏	名	住	所	就任年月日
理 事	井 村	秀 雄	金沢市末町19の34番地		令和4年4月1日
IJ	山 森	健 一	金沢市末町18の118番地		"
IJ	山下	_	金沢市末町7の13番地6		"
"	長谷田	清 司	金沢市上辰巳町4の163番地		II .
"	村 田	稔	金沢市辰巳ト69番地		II .
II.	清 水	和 夫	金沢市土清水3丁目70番地		II .
監 事	斉 田	幸彦	金沢市末町5の29番地5		JI .
JJ	野 村	外志雄	金沢市上辰巳町4の180番地		"
JJ	村下	康 昭	金沢市辰巳町7の276番地2		JJ

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第65号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

石川県選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
稲村のぶなり後援会	稲 村 信 成	稲 村 香 織	羽咋市千里浜町ヌー217
竹 内 幹 雄 後 援 会	黒 田 征 人	酒 井 蔀	かほく市高松ク19-13
羽咋創生市民会議	浅 野 俊 二	武田一伯	羽咋市御坊山町9-8
不 嶋 豊 和 後 援 会	松本米治	小 崎 裕 敏	七尾市鵜浦町51部5番地
南まさのり後援会	松 島 重史朗	森 田 昇	羽咋郡志賀町北吉田井の10
やな昭紀後援会	梁 昭紀	徳 川 猛	能美市和光台2丁目84番地13
米村てるお後援会	米 村 照 夫	米 村 照 夫	珠洲市宝立町鵜飼2-70

監 査 委 員

石川県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 越田圭 の監査の事務を補助する者について令和4年4月27日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和4年5月10日

石川県監査委員	善	田	善	彦
同	JII		裕 -	一郎
同	Щ	本	次	作
同	奥	村	豊	美

氏 名	住所	補助できる期間
窪 田 隆 之	金沢市南森本町リ105番地39	令和4年5月11日から令和5年3月31日まで
宮 本 研 太	金沢市三池町36番地1	n.
山 田 康 二	金沢市若松町2丁目107番地	II

定期監查結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準 (令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年5月10日

 石川県監査委員
 善
 声
 市
 夢
 彦

 同
 川
 本
 次
 作

 同
 奥
 村
 豊
 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、そ の組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を 実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、 監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
			所管の財務に関する事務及び経営に
白山自然保護センター	 令和 4 年 4 月 20 日	令和3年2月1日~	係る事業その他の事務事業の執行等は、
口田日然休暖ピング	7714447201	令和4年1月末日	おおむね適正に処理されていると認め
			る。
水産総合センター	IJ	IJ	II
田鶴浜高等学校	,,	令和3年2月1日~	n .
山關係同寸子仅	,,	同年12月末日	"
津幡高等学校	,,	令和3年1月1日~	11
件幅向守宁仪	"	同年12月末日	"
内灘高等学校	令和4年4月22日	令和3年2月1日~	n n
71供问守于仅	7714447221	令和4年1月末日	"
リハビリテーションセンター	IJ	IJ	II.
教員総合研修センター	IJ	JJ.	II .
保健環境センター	IJ	JJ	II.
金沢伏見高等学校	令和4年4月26日	IJ	II.
翠星高等学校	,,	令和3年2月1日~	II.
举生问·于仅	<i>"</i>	同年12月末日	"
宝達高等学校	,,,	令和3年1月1日~	II.
本) 上) 本)	"	同年12月末日	"
美術館	,,,	令和3年2月1日~	II.
大州城	"	令和4年1月末日	"
歴史博物館	IJ	IJ	II.

(1箇月2,350円送料とも)